

フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約 一般競争入札にかかる配布書類一覧

令和6年12月
高松高等検察庁会計課

1 入札説明書

別紙様式第1号「入札提案書」

別紙様式第2号①及び②「機能証明書」

別紙様式第3号「誓約書」及び「役員等名簿」

別紙様式第4号「電子入札案件の紙入札方式での参加について」

別紙様式第5号「委任状」

別紙様式第6号「入札書」

別紙様式第7号「内訳書」

2 仕様書

3 物品交換契約書(案)

4 保守契約書(案)

5 提出書類記載例集

入札説明書

支出負担行為担当官代理高松高等検察庁次席検事上野正晴が発注する入札公告(令和6年12月17日付け)に基づく入札については、関係法令及び契約条項に定めるもののほか、下記に定めるところによるものとする。

記

1 契約担当官

支出負担行為担当官 高松高等検察庁検事長 瀬戸 毅

2 調達内容

(1) 件名及び数量

フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約

(2) 購入物品の仕様等

別添仕様書記載のとおり

(3) 納入設置期限

令和7年3月28日(金)

(4) 納入設置場所

別添仕様書記載のとおり

(5) 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用することができる案件である。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること

(3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」及び「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること

(4) 下記5の期日までに入札提案書等の必要書類を提出し、要求仕様を満たした者であること

(5) 当該購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されている者であること

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び事務手続等に関する問い合わせ先

〒760-0033

高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎5階

高松高等検察庁 会計課用度係

電話 087-825-2001

(2) 入札説明書等の交付期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月17日（金）まで

平日 午前9時から午後零時まで

午後1時から午後5時まで

(3) 入札提案書等の提出期限及び提出場所

令和7年1月17日（金）午後5時

高松高等検察庁会計課用度係又は電子調達システム

(4) 入札書の提出期限及び場所

令和7年1月23日（木）午後5時

高松高等検察庁会計課用度係又は電子調達システム

(5) 開札日時及び場所

令和7年1月24日（金）午前11時

高松法務合同庁舎5階高松高等検察庁第2会議室又は電子調達システム

5 入札提案書等の必要書類の提出

本件入札に参加を希望する者は、入札提案書（別紙様式第1号）に下記の書類を添付して、令和7年1月17日（金）午後5時までに高松高等検察庁会計課用度係又は電子調達システムにより提出すること（郵送（書留郵便に限る。）する場合も提出期限までに必着のこと。）

(1) 機能証明書（別紙様式第2号①及び②）

(2) カタログ等製品仕様がわかるもの

(3) 認証書の写し（「IEEE Std 2600.1-2009、Protection Profile for Hardcopy Devices、Operational Environment A Version 1.0」と同等以上のセキュリティ要件に適合したCommon Criteria (CC) 認証 (ISO/IEC 15408) を取得している製品であることを証明するもの。なお、提案するフルカラーデジタル複合機がCC認証の取得申請中の場合、当該製品がITセキュリティ評価及び認証制度 (JISEC) のWebサイト (<http://www.ipa.go.jp/security/jisec/index.html>)にある「評価・認証中リスト」に掲載されている製品であり、かつ当該製品の一代前のモデルが当該認証を取得していることを証明すること。）

(4) 誓約書（別紙様式第3-1号）及び役員等名簿（別紙様式第3-2号）

(5) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（令和4・5・6年度分）の写し

(6) 電子入札案件の紙入札方式での参加について（別紙様式第4号）（「電子調達システム」を利用する場合は不要）

6 入札参加者等に要求される事項

(1) 上記5に定める期日までに入札提案書等の必要書類を提出し、機能審査に合

格していなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該書類に関し、説明の義務を履行しない者は、落札決定の対象としない。

- (2) 誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合は、その入札を無効とする。
- (3) 代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は「委任状」(別紙様式第5号)を入札時まで提出しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかななければならない。
- (4) 電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定める手続に従い提出すること
- (5) 紙入札方式により入札書を提出する場合は、入札書は配布された所定の様式(別紙様式第6号「入札書」)によることとし、入札書を封筒に入れて封印し、必要事項『令和7年1月24日開札、「フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約」入札書在中、入札者氏名(法人等名称及び代表者の氏名又は代理人の氏)』を朱書きで記載すること
- (6) 紙入札方式による入札書を郵送(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に『令和7年1月24日開札「フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約」入札書在中』と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、高松高等検察庁(上記4記載の提出場所)宛に、提出期限までに必着するよう送付しなければならない。

7 入札方法及び注意事項

- (1) 入札者は、当該物品の搬入、設置費用等作業に関する経費等も含めた金額を見積もるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること
- (3) 電話、ファックス、電報、電子メール等による入札は認めない。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札金額が訂正されているもの
- (3) 入札金額、入札者名の確認ができないもの

- (4) 入札書に日付の記載がないもの、日付の記載に誤りがあるもの
- (5) 入札書に署名又は記名のないもの
- (6) その他入札に関する条件に違反したもの

9 入札及び開札

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 開札場には、入札参加者等並びに入札事務に関係のある職員及び立ち会い職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (4) 入札参加者等は、本件調達に係る入札において、他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札参加者等は、提出した入札書の差し替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (6) 開札の結果、落札者がいない場合は、再度の競争入札を行う。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。
- (7) 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する場合があるので、紙入札の場合は入札書の電子くじ番号欄に任意の数3桁を必ず記入すること。記入のない場合は「001」とみなす。
- (8) 入札を公正に行うことができないと認めるときは、入札の執行を中止する。

10 落札者の決定方法

- (1) 当該入札者の入札金額（入札書記載の金額）が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達する者がいないときは、引き続き再度の入札を行うことがあるので、紙入札方式で入札に参加する場合、開札に出席の際には、あらかじめ複数枚の入札書を持参すること。
なお、開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。
おって、電子調達システムによる入札の場合において、再度の入札を考慮し、開札時間には必ず対応できる体制を整えておくこと。再度入札になった場合、提出時刻までに「電子調達システム」での入札書の提出がないときは、入札を辞退したものとみなす。
- (3) 落札となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 入札保証金及び契約保証金
免除

13 契約書作成の要否
要

14 契約条項
別添契約書（案）のとおり

15 内訳書の提出
落札者は、落札決定後速やかに落札金額にかかる積算内訳書（別紙様式第7号）を高松高等検察庁会計課用度係に提出すること。

16 その他

- (1) 使用予定枚数については、過去の実績に基づく使用見込みであり、当該枚数の使用を確約するものではない。
- (2) 一旦受領した書類は返却しない。

本件入札に関する問い合わせ先

高松市丸の内1番1号

高松法務合同庁舎5階 高松高等検察庁会計課

電話番号 087-825-2001

入札提案書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名 (印)

「フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約」(令和6年12月17日付け入札公告)の入札については、支出負担行為担当官高松高等検察庁検事長が示す要求仕様を満たす別添の機能証明書等に基づき、入札します。

なお、入札説明書等に定めた競争参加資格を全て満たし、入札説明書をはじめとする関係書類に基づき確実に契約を履行すること、並びに下記1及び2の事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(注意事項)

入札説明書の記述「5 入札提案書等の必要書類の提出」に定める書類を添付すること。

※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者氏名

連絡先

機 能 証 明 書

会社名

(印)

提案機種製造社名

提案機種名(型番等)

項 目	要 求 仕 様			回 答
最大原稿サイズ	A3			適応 ・ 不適応
複写サイズ	A3～はがき			適応 ・ 不適応
解像度	読み取り	600dpi×600dpi以上		適応 ・ 不適応
	書き込み	600dpi×600dpi以上		適応 ・ 不適応
階調	256階調			適応 ・ 不適応
複写倍率	25～400%			適応 ・ 不適応
ファーストコピー (A4横)	フルカラー	6秒以下		適応 ・ 不適応
	モノクロ	6秒以下		適応 ・ 不適応
連続複写 (A4横)	フルカラー	55枚/分以上		適応 ・ 不適応
	モノクロ	55枚/分以上		適応 ・ 不適応
ウォームアップ時間	30秒以下			適応 ・ 不適応
スリープ復帰時間	16秒以下			適応 ・ 不適応
給紙トレイ	4トレイ方式(計2,000枚以上のコピー用紙を収納できること)			適応 ・ 不適応
	手差し	100枚以上のコピー用紙の連続給紙が可能であること		適応 ・ 不適応
自動両面原稿送り装置	原稿収容枚数100枚以上、ワンパス機能付き			適応 ・ 不適応
フィニッシャー	A4ソートを実行した際、1部ずつ排紙位置をずらして仕分けすること (インナーフィニッシャー、インナーソフトトレイ可) また、ステابل及びパンチ機能を有していること			適応 ・ 不適応
マルチアクセス	コピー中でもプリンタ出力が可能であること			適応 ・ 不適応
メモリー	機能を最大限に利用したとき、不足しないこと			適応 ・ 不適応
ネットワーク機能	プリンタ	出力解像度 600dpi×600dpi以上		適応 ・ 不適応
		プリンタスピードが複写速度と同じこと		適応 ・ 不適応
		対応プロトコル TCP/IP		適応 ・ 不適応
		インターフェース 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T USB2.0以上		適応 ・ 不適応
	スキャナー	スキャンしたデータをネットワーク上の共有フォルダにダイレクトに保存できること		適応 ・ 不適応
		原稿読み取り速度 (A4横)	フルカラー	100枚/分以上
		モノクロ	100枚/分以上	適応 ・ 不適応
対応OS	Windows10以降に対応			適応 ・ 不適応
ファックス機能(複合機Aのみ)	G3対応FAX機能(1回線)を有していること			適応 ・ 不適応
必要な機能	カラー原稿及びモノクロ原稿の自動選別機能を有していること			適応 ・ 不適応
	自動両面コピー及びプリントが可能であること			適応 ・ 不適応
	トナー交換が容易であること			適応 ・ 不適応
	内蔵ハードディスク又はSSDを分離可能であること			適応 ・ 不適応
	古紙配合率80%以上の再生紙に対応可能であること			適応 ・ 不適応
セキュリティ	本体HDD又はSSD内データの暗号化、上書き、一括消去が可能であること			適応 ・ 不適応
	USB、SDカード等の記憶媒体の差し込み口を有し、かつ、同媒体からデータを出力、又は、スキャナーで取り込んだデータを同媒体に直接保存できるものについては、物理的又はソフトウェア的に使用できなくすること			適応 ・ 不適応
	ファクシミリ機能による通信と複合機内の他の機能が内部的に混交しない措置が採られていること(特にファクシミリ機能により受信した情報を複合機内の電磁的記録媒体に保存しない設定となっていること)			適応 ・ 不適応
	IEEE Std 2600.1-2009, Protection Profile for Hardcopy Devices, Operational Environment A Version 1.0)と同等以上のセキュリティ要件に適合したISO/IEC 15408(Common Criteria)認証を取得又は申請中であること			適応 ・ 不適応
電源	AC 100V 15A(50/60Hz共用)			適応 ・ 不適応
最大消費電力	2kw以下			適応 ・ 不適応
最大機械設置占有寸法	幅1,200mm×奥行800mm以内(手差しトレイ使用時) ※手差し・排紙トレイは、延長トレイを最大限伸ばしていない状態でも可とする。			適応 ・ 不適応
環境対応	グリーン購入法(国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律)に適合していること			適応 ・ 不適応
	エコマークの複写機基準に適合していること			適応 ・ 不適応
	国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること			適応 ・ 不適応
	標準消費電力量(TEC2018)1kWh未満であること			適応 ・ 不適応

(注意) 本証明書には当該応札機種の仕様が判るカタログを添付すること。

※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者氏名

連絡先

機 能 証 明 書

会社名

(印)

提案機種製造社名

提案機種名(型番等)

項 目	要 求 仕 様			回 答
最大原稿サイズ	A3			適応 ・ 不適応
複写サイズ	A3～はがき			適応 ・ 不適応
解像度	読み取り	600dpi×600dpi以上		適応 ・ 不適応
	書き込み	600dpi×600dpi以上		適応 ・ 不適応
階調	256階調			適応 ・ 不適応
複写倍率	25～400%			適応 ・ 不適応
ファーストコピー (A4横)	フルカラー	6秒以下		適応 ・ 不適応
	モノクロ	6秒以下		適応 ・ 不適応
連続複写 (A4横)	フルカラー	55枚/分以上		適応 ・ 不適応
	モノクロ	55枚/分以上		適応 ・ 不適応
ウォームアップ時間	30秒以下			適応 ・ 不適応
スリープ復帰時間	16秒以下			適応 ・ 不適応
給紙トレイ	4トレイ方式(計2,000枚以上のコピー用紙を収納できること)			適応 ・ 不適応
	手差し	100枚以上のコピー用紙の連続給紙が可能であること		適応 ・ 不適応
自動両面原稿送り装置	原稿収容枚数100枚以上、ワンパス機能付き			適応 ・ 不適応
フィニッシャー	A4ソートを実行した際、1部ずつ排紙位置をずらして仕分けすること (インナーフィニッシャー、インナーシフトトレイ可)			適応 ・ 不適応
マルチアクセス	コピー中でもプリンタ出力が可能であること			適応 ・ 不適応
メモリ	機能を最大限に利用したとき、不足しないこと			適応 ・ 不適応
ネットワーク機能	プリンタ	出力解像度 600dpi×600dpi以上		適応 ・ 不適応
		プリンタスピードが複写速度と同じこと		適応 ・ 不適応
		対応プロトコル TCP/IP		適応 ・ 不適応
		インターフェース 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T USB2.0以上		適応 ・ 不適応
	スキャナー	スキャンしたデータをネットワーク上の共有フォルダにダイレクトに保存できること		適応 ・ 不適応
		原稿読み取り速度 (A4横)	フルカラー	100枚/分以上
		モノクロ	100枚/分以上	適応 ・ 不適応
対応OS	Windows10以降に対応			適応 ・ 不適応
必要な機能	カラー原稿及びモノクロ原稿の自動選別機能を有していること			適応 ・ 不適応
	自動両面コピー及びプリントが可能であること			適応 ・ 不適応
	トナー交換が容易であること			適応 ・ 不適応
	内蔵ハードディスク又はSSDを分離可能であること			適応 ・ 不適応
セキュリティ	古紙配合率80%以上の再生紙に対応可能であること			適応 ・ 不適応
	本体HDD又はSSD内データの暗号化、上書き、一括消去が可能であること			適応 ・ 不適応
	USB、SDカード等の記憶媒体の差し込み口を有し、かつ、同媒体からデータを出力、又は、スキャナーで取り込んだデータを同媒体に直接保存できるものについては、物理的又はソフトウェア的に使用できなくすること			適応 ・ 不適応
電源	AC 100V 15A(50/60Hz共用)			適応 ・ 不適応
最大消費電力	2kw以下			適応 ・ 不適応
最大機械設置占有寸法	幅1,200mm×奥行800mm以内(手差しトレイ使用時) ※手差し・排紙トレイは、延長トレイを最大限伸ばしていない状態でも可とする。			適応 ・ 不適応
環境対応	グリーン購入法(国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律)に適合していること			適応 ・ 不適応
	エコマークの複写機基準に適合していること			適応 ・ 不適応
	国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること			適応 ・ 不適応
	標準消費電力量(TEC2018)1kWh未満であること			適応 ・ 不適応

(注意) 本証明書には当該応札機種の仕様が判るカタログを添付すること。

※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者氏名

連絡先

誓 約 書

当方は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

令和 年 月 日

所 在 地

社名及び代表者名

(印)

担当者氏名

連 絡 先

※ 添付書類：役員等名簿

(注)担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

役員等名簿

商号又は名称：

所在地：

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	() -----	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	() -----	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	() -----	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	() -----	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	() -----	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	() -----	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	() -----	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	() -----	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	() -----	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	() -----	T S H 年 月 日	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入すること

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(印)

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

入札件名:フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約

※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者氏 名

連 絡 先

委 任 状

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

下記の者を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- フルカラーデジタル複合機2台購入（下取り交換）及び保守契約の入札に関する一切の件
- 1の事項にかかる復代理人を選任すること

令和 年 月 日

(委任者) 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(印)

(受任者) 代理人氏名

委任者との関係

代理人の連絡先

(代理人使用印鑑)

(注意事項)

※受任者である代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可
※なお、押印する場合は、代理人が入札書に使用するものと同じ印鑑を押印すること

委 任 状

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

下記の者を復代理人と定め、下記権限を委任します。

記

フルカラーデジタル複合機2台購入（下取り交換）及び保守契約の入札に関する一切の件

令和 年 月 日

(委任者) 所 在 地

商号又は名称

代理人氏名

(印)

(受任者) 復代理人氏名

委任者との関係

復代理人の連絡先

(復代理人使用印鑑)

(注意事項)

※受任者である復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可
※なお、押印する場合は、復代理人が入札書に使用するものと同じ印鑑を押印すること

入札書

件名 フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約

金	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円

上記金額で、入札説明書、契約条項、仕様書、その他関係事項等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

入札者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 (印)

代理人氏名 (印)

電子くじ番号			
--------	--	--	--

(注意)

※入札金額は税抜きの金額を記入

※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者氏名

連絡先

内 訳 書

【計算式】

1 複合機本体（交換差金）

$$(1) \text{ 購入複合機金額} \quad \text{複合機 A} \quad \text{単価} \quad \text{円} + \text{複合機 B} \quad \text{単価} \quad \text{円} \\ = \quad \text{小計} \quad \text{円} \quad \dots \text{ ㉑}$$

$$(2) \text{ 下取り複合機} \quad \text{旧複合機 A} \quad \text{単価} \quad \text{円} + \text{旧複合機 B} \quad \text{単価} \quad \text{円} \\ = \quad \text{小計} \quad \text{円} \quad \dots \text{ ㉒}$$

$$(3) \text{ 本体価格} \quad (\text{㉑} - \text{㉒}) = \quad \text{円} \quad \dots \text{ ㉓}$$

2 保守料

(1) 複合機 A

$$\text{モノクロコピー} \quad \text{1枚当たり} \quad \text{円} \times 3,948 \quad \text{枚} \times 60 \text{か月} \\ = \quad \text{小計} \quad \text{円} \quad \dots \text{ ㉔}$$

$$\text{フルカラーコピー} \quad \text{1枚当たり} \quad \text{円} \times 158 \quad \text{枚} \times 60 \text{か月} \\ = \quad \text{小計} \quad \text{円} \quad \dots \text{ ㉕}$$

$$\text{フルカラープリント} \quad \text{1枚当たり} \quad \text{円} \times 2,410 \quad \text{枚} \times 60 \text{か月} \\ = \quad \text{小計} \quad \text{円} \quad \dots \text{ ㉖}$$

(2) 複合機 B

$$\text{モノクロコピー} \quad \text{1枚当たり} \quad \text{円} \times 1,745 \quad \text{枚} \times 60 \text{か月} \\ = \quad \text{小計} \quad \text{円} \quad \dots \text{ ㉗}$$

$$\text{フルカラーコピー} \quad \text{1枚当たり} \quad \text{円} \times 52 \quad \text{枚} \times 60 \text{か月} \\ = \quad \text{小計} \quad \text{円} \quad \dots \text{ ㉘}$$

$$\text{フルカラープリント} \quad \text{1枚当たり} \quad \text{円} \times 873 \quad \text{枚} \times 60 \text{か月} \\ = \quad \text{小計} \quad \text{円} \quad \dots \text{ ㉙}$$

(3) 保守料

$$\text{㉔} + \text{㉕} + \text{㉖} + \text{㉗} + \text{㉘} + \text{㉙} = \quad \text{円} \quad \dots \text{ ㉚}$$

3 合計額

$$\text{㉓} + \text{㉚} = \quad \text{円} \quad \leftarrow \text{入札書記載の金額と一致すること}$$

※ 落札後、速やかに提出すること

仕 様 書

第1 購入物品の品名・数量・規格等

フルカラーデジタル複合機 2台

別紙1及び別紙記載の諸機能を有し、納入・設置時に最新のもので、かつ、新品であること。

第2 納入、設置場所及び機種

- 1 高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎5階
高松高等検察庁 刑事事務課（別紙1の仕様を満たす機種）
- 2 高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎5階
高松高等検察庁 公安事務課（別紙2の仕様を満たす機種）

※ 各設置場所において、地震の揺れにより移動、転倒しない対策を講じること。

第3 下取り交換する複合機等

本調達において交換する複合機2台は下記のものとし、その交換に当たっては、HDD又はSSDが存在する場合は、落札業者においてこれを抜き取った上、当庁担当職員に提出すること。

1 機種名・台数

キャノン image RUNNER ADVANCE C5560FⅢ 1台（令和2年3月取得）

キャノン image RUNNER ADVANCE C5540FⅢ 1台（令和2年3月取得）

（いずれもフィニッシャー等周辺機器を含む）

2 下取り場所

高松市丸の内1番1号 高松高等検察庁 2台

第4 保守サービス

- 1 用紙を除く各色トナー及び保守管理に必要とされる部品は全て受注者が供給し、費用は保守料金に含むこと。
- 2 保守点検作業を行う技術員は、製造メーカーの技術指導を受け、かつ、複写機の保守点検作業等を実施する技能を有する者とする。
- 3 保守については、原則として2時間以内に派遣できるサービス体制を取ること。
- 4 部品交換等に関わる各種部品・消耗品については、迅速に入手できる状態とすること。
- 5 保守料金は5年間継続して維持できること。
- 6 購入物品について、障害時の対策、操作方法についての当庁からの問合せに対しては、適切かつ迅速に対応すること。
- 7 保守作業を実施した場合は、作業内容及び作業結果を記載した書面を作成し、実施した日から14日以内に高松高等検察庁会計課に提出すること。

8 使用済みトナーカートリッジは回収し、適正な処分を行うこと。

第5 機密の保持

保守の実施に際して知り得た当庁の業務上の全ての事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第6 使用予定枚数

別紙3記載のとおり

第7 納入条件

- 1 指定の場所に搬入の上、当庁職員の指示により使用可能な状態に接続し、当庁検査職員の検査を受け、合格すること。
- 2 当該物品の運搬途上の事故等については、受注者がその責任を負うものとする。
- 3 物品の納入等には、当該物品及び庁舎施設を損傷しないように細心の注意を払って行うこと。
- 4 納入時に生じた梱包資材等については、当庁職員が特に指示するもの以外は、全て納入業者において引き取り、処分すること。

第8 その他

- 1 令和7年3月17日から同月28日までの間に、使用できるよう納入、設置すること。
- 2 本仕様書に定めのない事項については、協議の上、当庁が決定する。

別紙 1

		複合機 A	
最大原稿サイズ		A3	
複写サイズ		A3～はがき	
解像度	読み取り	600dpi×600dpi以上	
	書き込み	600dpi×600dpi以上	
階調		256階調	
複写倍率		25～400%	
ファーストコピー (A4横)	フルカラー	6秒以下	
	モノクロ	6秒以下	
連続複写 (A4横)	フルカラー	55枚/分以上	
	モノクロ	55枚/分以上	
ウォームアップ時間		30秒以下	
スリープ復帰時間		16秒以下	
給紙トレイ		4トレイ方式(計2, 000枚以上のコピー用紙を収納できること)	
		手差し 100枚以上のコピー用紙の連続給紙が可能であること	
自動両面原稿送り装置		原稿収容枚数100枚以上、ワンパス機能付き	
フィニッシャー		A4ソートを実行した際、1部ずつ排紙位置をずらして仕分けすること (インナーフィニッシャー、インナーソフトレイ可) また、ステープル及びパンチ機能を有していること	
マルチアクセス		コピー中でもプリンター出力が可能であること	
メモリ		機能を最大限に利用したとき、不足しないこと	
ネットワーク機能	プリンター		
			出力解像度 600dpi×600dpi以上
			プリンタースピードが複写速度と同じこと
	対応プロトコル TCP/IP		
	インターフェース 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T USB2.0以上		
	インターフェース 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T USB2.0以上		
スキャナー		スキャンしたデータをネットワーク上の共有フォルダ内にダイレクトに保存できること	
対応OS	フルカラー	100枚/分以上	
	モノクロ	100枚/分以上	
ファックス機能		Windows10以降に対応	
必要な機能		G3対応FAX機能(1回線)を有していること	
セキュリティ		カラー原稿及びモノクロ原稿の自動選別機能を有していること	
		自動両面コピー及びプリントが可能であること	
		トナー交換が容易であること	
		内蔵ハードディスク又はSSDを分離可能であること	
		古紙配合率80%以上の再生紙に対応可能であること	
本体HDD又はSSD内データの暗号化、上書き、一括消去が可能であること			
USB、SDカード等の記憶媒体の差し込み口を有し、かつ、同媒体からデータを読み出し、又は、スキャナーで取り込んだデータを同媒体に直接保存できるものについては、物理的又はソフトウェア的に使用できなくすること			
ファクシミリ機能による通信と複合機内の他の機能が内部的に混交しない措置が採られていること(特にファクシミリ機能により受信した情報を複合機内の電磁的記録媒体に保存しない設定となっていること)			
IEEE Std 2600.1-2009, Protection Profile for Hardcopy Devices, Operational Environment A Version 1.0]と同等以上のセキュリティ要件に適合したISO/IEC 15408(Common Criteria)認証を取得又は申請中であること			
電源		AC 100V 15A(50/60Hz共通)	
最大消費電力		2kw以下	
最大機械占有寸法 (フィニッシャーを含む)		幅1,200mm×奥行800mm以内(手差しトレイ使用時) ※手差し・排紙トレイは、延長トレイを最大限伸ばしていない状態でも可とする。	
環境対応		グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適合していること	
		エコマークの複写機基準に適合していること	
		国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること	
		標準消費電力量(TEC2018)1kWh未満であること	

※ 本仕様を満たすための増設は可とするが、原則として純正オプションで対応すること。

別紙 2

		複合機 B		
最大原稿サイズ		A3		
複写サイズ		A3～はがき		
解像度	読み取り	600dpi×600dpi以上		
	書き込み	600dpi×600dpi以上		
階調		256階調		
複写倍率		25～400%		
ファーストコピー (A4横)	フルカラー	6秒以下		
	モノクロ	6秒以下		
連続複写 (A4横)	フルカラー	55枚/分以上		
	モノクロ	55枚/分以上		
ウォームアップ時間		30秒以下		
スリープ復帰時間		16秒以下		
給紙トレイ		4トレイ方式(計2,000枚以上のコピー用紙を収納できること)		
		手差し 100枚以上のコピー用紙の連続給紙が可能であること		
自動両面原稿送り装置		原稿収容枚数100枚以上、ワンパス機能付き		
フィニッシャー		A4ソートを実行した際、1部ずつ排紙位置をずらして仕分けすること (インナーフィニッシャー、インナーシフトトレイ可)		
マルチアクセス		コピー中でもプリンター出力が可能であること		
メモリー		機能を最大限に利用したとき、不足しないこと		
ネットワーク機能	プリンター		出力解像度 600dpi×600dpi以上	
			プリンタースピードが複写速度と同じこと	
			対応プロトコル TCP/IP	
	インターフェース 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T USB2.0以上			
	スキャナー		スキャンしたデータをネットワーク上の共有フォルダ内にダイレクトに保存できること	
	原稿読み取り速度 (A4横)	フルカラー	100枚/分以上	
	モノクロ	100枚/分以上		
対応 OS		Windows 10以降に対応		
必要な機能		カラー原稿及びモノクロ原稿の自動選別機能を有していること		
		自動両面コピー及びプリントが可能であること		
		トナー交換が容易であること		
		内蔵ハードディスク又はSSDを分離可能であること		
		古紙配合率80%以上の再生紙に対応可能であること		
セキュリティ		本体HDD又はSSD内データの暗号化、上書き、一括消去が可能であること		
		USB、SDカード等の記憶媒体の差し込み口を有し、かつ、同媒体からデータを出力、又は、スキャナーで取り込んだデータを同媒体に直接保存できるものについては、物理的又はソフトウェア的に使用できなくすること		
		[IEEE Std 2600.1-2009, Protection Profile for Hardcopy Devices, Operational Environment A Version 1.0]と同等以上のセキュリティ要件に適合したISO/IEC 15408(Common Criteria)認証を取得又は申請中であること		
電源		AC 100V 15A (50/60Hz共通)		
最大消費電力		2kw以下		
最大機械占有寸法 (フィニッシャーを含む)		幅1,200mm×奥行800mm以内(手差しトレイ使用時) ※手差し・排紙トレイは、延長トレイを最大限伸ばしていない状態でも可とする。		
環境対応		グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適合していること		
		エコマークの複写機基準に適合していること		
		国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること		
		標準消費電力量(TEC2018)1kWh未満であること		

※ 本仕様を満たすための増設は可とするが、原則として純正オプションで対応すること。

別紙3

1 使用実績に基づく月間平均枚数(令和5年11月～同6年10月)

設 置 場 所	刑事事務課	公安事務課	合 計
1か月平均使用実績枚数	6,516	2,670	9,186

※ 各課における令和5年11月～同6年10月の間における使用実績枚数を基に平均値を算出した。(一の位を四捨五入)

2 使用予定枚数

設 置 場 所	刑事事務課	公安事務課	合 計	
1か月あたり使用予定枚数	6,516	2,670	9,186	
内 訳	フルカラー	2,568	925	3,493
	カラープリント	2,410	873	3,283
	カラーコピー	158	52	210
	モノクロ	3,948	1,745	5,693
1年間あたり使用予定枚数	78,192	32,040	110,232	
内 訳	フルカラー	30,816	11,100	41,916
	カラープリント	28,920	10,476	39,396
	カラーコピー	1,896	624	2,520
	モノクロ	47,376	20,940	68,316
5年間あたり使用予定枚数	390,960	160,200	551,160	
内 訳	フルカラー	154,080	55,500	209,580
	カラープリント	144,600	52,380	196,980
	カラーコピー	9,480	3,120	12,600
	モノクロ	236,880	104,700	341,580

※ 使用予定枚数については、過去の実績に基づく使用見込みであるため、当該枚数の使用を確約するものではありません。

物品交換契約書（案）

支出負担行為担当官高松高等検察庁検事長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と物品供給者【契約業者】（以下「乙」という。）との間に、下記各条項によりその所有する物品を交換することを約し、ここに物品交換契約書を締結する。

記

（交換物品、数量、評価額、交換場所及び交換期限）

第1条 交換する物品の品名、数量、評価額、交換場所及び交換期限は、次のとおりとする。

- 交換する物品の品名、数量、評価額及び交換場所
別紙「交換物品一覧」のとおり
- 交換期限

令和7年3月28日

（契約金額）

第2条 甲は、乙に対し、この契約に定める物品の交換により前条に定める評価額の差額金合計〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円、以下「契約金額」という。）を支払うものとする。

（検査及び引渡し）

第3条 乙は、第1条に定める物品を甲に納入するときは、甲に通知し、甲の指示に従って頭書の交換場所に納入するものとする。

- 甲は、納入を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、検査を行い、検査に合格したときは、物品の引渡しを受けるものとする。
- 乙は、物品が検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して甲の検査を受けなければならない。
- 第1項及び第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（運賃その他の諸経費）

第4条 物品の納入に要する運賃その他の諸経費は、乙の負担とする。

（契約代金の請求及び遅延利息）

第5条 乙は、第3条第2項の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って、甲に契約代金の支払を請求するものとする。

- 甲は、前項の規定による適正な支払請求を受けた日から30日以内にこれを乙に支払わなければならない。
- 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前項に定める代金の支払が遅れた

場合は、乙に対して遅延日数1日につき、契約金額に対する年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(委託)

第6条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託することはできない。

- 2 乙は、本件業務の一部を委託しようとする場合には、甲の定める様式により委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、本件業務の一部を委託したときは、委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件業務の一部を委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、委託の相手方と約定しなければならない。

(委託に関する内容の変更)

第7条 乙は、委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第8条 乙は、委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第9条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び乙が策定した個人情報

保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること。

- (1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (7) 乙は、委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。
- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、委託先が業務を再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、業務を委託したときは、委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、委託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙又は委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。

- (12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。
- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第10条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(期限の延長)

第11条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により納入期限内に本件物品を納入することができないときは、甲に対して遅滞なく事由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により納入期限内に本件物品を納入することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴収して納入期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の

変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。) から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額の年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(甲の契約解除権等)

第12条 甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。

(2) 納入期限に、又は納入期限後相当の期限内に本件物品を納入する見込みのないことが明らかに認められたとき。

(3) 乙が本契約の条項に違反したとき。

2 乙は、第1項各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を甲に対し甲が指定する期日までに支払わなければならない。甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定、又はその一部としないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件物品の納品をすることが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、既納部分で検査に合格したものは甲の所有とし、甲は、当該部分に対する契約金額相当額を支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第14条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全

部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
（談合等の不正行為に係る違約金）

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当する

ときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。
(属性要件に基づく契約解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し

くは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第18条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受託者（委託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第19条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第20条 甲は、第16条及び第17条の各号の一に該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 甲は、第16条、第17条及び前条第2項の規定により本契約を解除した

場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 4 乙は、甲が第16条、第17条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下単に「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第22条 甲は、本件物品の引渡しを受けた後、本件物品の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用で取替えその他必要な措置をする等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲は、第1項の追完を請求したときは、成果物の納期の日から追完が完了するまでの期間に応じ、1日につき契約金額から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額の年3.0パーセントの割合で計算した額を請求することができる。この場合、甲は、当該請求のほか、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。
- 4 甲が第2項の催告をし、甲の定める期間内に履行の追完がないときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。なお、甲が返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないことができる。
- 5 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、成果物が本契約の内容に適合しないことにより甲に生じた直接又は間接の損害の額が第3項及び第4項に基づいて請求した違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 7 第4項の規定に伴い、本契約が解除されたときは、甲は業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払うものとする。
- 8 甲は、第1項から第6項までの請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な本件物品を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(危険負担)

第23条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が債務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が債務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、これを甲に償還しなけれ

ばならない。

(秘密の保持)

第24条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(設置場所)

第25条 甲は、複合機の設置場所を変更する場合、あらかじめ乙に通知するものとする。

(契約保証金)

第26条 本契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(補則)

第27条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 高松市丸の内1番1号

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

交換物品一覧

(甲) の物件	数量	評価額 (円)	(乙) の物件	数量	価格 (円)	交換場所	
フルカラーデジタル複合機 キャノン image RUNNER ADVANCE C5560FIII	1台		フルカラーデジタル複合機 ○ ○ ○ ○	1台		高松市丸の内1番1号 高松高等検察庁 刑事事務課	
フルカラーデジタル複合機 キャノン image RUNNER ADVANCE C5540FIII	1台		フルカラーデジタル複合機 ○ ○ ○ ○	1台		高松市丸の内1番1号 高松高等検察庁 公安事務課	
小計	2台	0	小計	2台	0	交換差金 小計	0
						消費税及び 地方消費税	0
						交換差金 総合計	0

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官高松高等検察庁検事長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と【契約業者】（以下「乙」という。）とは、次の各条項によりフルカラーデジタル複合機（以下「複合機」という。）の保守及び消耗品供給に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が複合機の適切な操作方法を指導するとともに、複合機に必要な消耗品等（乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ。）を円滑に供給し、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守業務（以下「請負業務」という。）を行い、甲がその対価を支払うことを目的とする。

（契約対象物件及び設置場所）

第2条 契約対象物件及び設置場所は別紙1のとおりとする。

（履行期間）

第3条 履行期間は、機器納入の日から令和7年3月31日までとする。

（契約単価）

第4条 契約単価は、別紙2の保守及び消耗品等料金とする。ただし、契約単価には消費税及び地方消費税額を含まないものとする。

（複合機の保守）

第5条 乙は複合機を甲が正常な状態で使用できるように技術員を定期的に設置場所に派遣し、点検・調整を行う。

- 2 複合機が故障した場合は、甲の要請により、乙は直ちに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 乙の作業の実施は、乙所定の営業時間内に行う。ただし、やむを得ない事情により、時間外に作業を実施した場合は、乙は、甲に対し、乙所定の料金を請求することができる。
- 4 次の各号に該当した場合、乙は当該保守に要する費用を甲に対して請求することができる。

(1) 複合機が次の原因により故障損傷した場合

- ① 乙の技術員以外の者による改造、修理、分解及び加工
- ② 乙所定以外の部品又は消耗品の使用
- ③ 甲の故意又は取扱い上重大な過失による場合

(2) 乙所定のサービス地域に含まれない場所への移動をした場合

（検査）

第6条 乙は、毎月末（休日の場合は翌開庁日）、甲に当月分の使用枚数を記載した書面を提出して甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定により当月分の使用枚数を記載した書面の提出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(代金の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、本条第2項及び第3項により積算した額を甲に対し請求することができる(以下請求代金という。)

2 請求代金の基となる使用枚数は、当月の使用枚数から乙の技術員が複合機の点検・調整のために使用した枚数及び乙の責めに帰すべき事由で生じた不良により使用した枚数を差し引いた枚数とする(以下控除後の使用枚数という。)

3 請求代金は、複合機ごとに、控除後の使用枚数に別紙2記載の契約単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。

4 甲は、乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に請求代金を支払うものとする。

5 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に請求代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、請求代金に対する年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

6 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(消耗品の供給)

第8条 感光体・現像剤は、乙の社員の点検又は甲の通知に基づきコピー質維持のために乙が必要と認めたとき、乙は、これを取り替える。

2 その他の消耗品については、乙の指定する者の巡回又は甲の申出によって予備手持量の不足を知ったとき、乙は、当該消耗品を供給する。

(消耗品の所有権)

第9条 消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の使用に従い使用する。

2 甲は、消耗品が乙の所有であることを示す表示等を毀損したり、消耗品を他に流用する行為をしてはならない。

3 甲は、前2項に反し、乙に対し損害を与えたときは、その賠償の責めに任ずる。

(設置場所の変更)

第10条 甲は、第2条所定の設置場所を変更する場合、あらかじめ乙に通知するものとする。

(料金改定)

第11条 この契約締結時において予測し得なかった市場価格の著しい変動があったときは、甲乙協議の上、契約単価を変更することができる。

(再委託)

第12条 乙は、本契約の全部を一括して第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、本契約の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本契約の一部を再委託しようとするときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託の相手方と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第13条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第14条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第15条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること。

(1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事

項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。
- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第16条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(期限の延長)

第17条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。

3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から、既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(甲の契約解除権等)

第18条 甲は、乙が次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。

(2) 本契約を履行しないとき又は履行する見込みがないとき。

(3) 本契約の条項に違反したとき。

2 前項各号の一に該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約単価（契約締結後に契約単価に変更があった場合には、変更後の契約単価）に第3条の履行期間における使用予定枚数を乗じて得た金額（以下「契約予定額」という。）の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの

日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第20条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約予定額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約予定額の100分の10に相当する額のほか、契約予定額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。
（属性要件に基づく契約解除）

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第23条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（下請契約等に関する確約）

第24条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請契約等に関する契約解除）

第25条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（違約金等）

第26条 甲は、第22条及び第23条の各号の一に該当すると認められるときは、

本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約予定額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第22条、第23条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第22条、第23条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
(残存消耗品の返還)

第27条 本契約が終了した場合、甲は残存消耗品を速やかに乙に返還しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第28条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下単に「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第29条 甲は、本契約の業務が完了した後、本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

- 2 甲は、相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じた代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでそ

の期限を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲は、第1項の追完を請求したときは、本契約の業務完了の日から追完が完了するまでの期間に応じて遅延料を請求することができる。
遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から業務が完了した部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
この場合、甲は、当該請求のほか、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。
- 4 甲が第2項の催告をし、甲の定める期間内に履行の追完がないときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。なお、甲が返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないことができる。
- 5 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、乙が本契約に不適合な履行をしたことにより甲に生じた直接又は間接の損害の額が第3項及び第4項に基づいて請求した違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 7 第4項の規定に伴い、本契約が解除されたときは、甲は業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払うものとする。
- 8 甲は、第1項から第6項までの請求をするに当たっては、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

（過失責任）

第30条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わ

ないものとする。

(危険負担)

第31条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第32条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第6条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第33条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第34条 本契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(補則)

第35条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 高松市丸の内1番1号
支出負担行為担当官
高松高等検察庁検事長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

別紙 1

契 約 対 象 物 件 及 び 設 置 場 所

機 種	設 置 場 所
○○○○	所在地 高松市丸の内 1 番 1 号 事業所名 高松高等検察庁 刑事事務課
○○○○	所在地 高松市丸の内 1 番 1 号 事業所名 高松高等検察庁 公安事務課

別紙 2

1 保守及び消耗品等料金（複合機 1 台につき）

機 種 名	保 守 及 び 消 耗 品 等 料 金	
〇〇〇〇	モノカラーコピー	1枚につき〇.〇〇円
	フルカラーコピー	1枚につき〇.〇〇円
	フルカラープリント	1枚につき〇.〇〇円
〇〇〇〇	モノカラーコピー	1枚につき〇.〇〇円
	フルカラーコピー	1枚につき〇.〇〇円
	フルカラープリント	1枚につき〇.〇〇円

2 料金の計算は、月単位で複合機ごとに行うものとする。

3 当月分の使用枚数は、各複合機の印刷種別ごとにカウンター枚数を確認して算出するものとする。

4 料金は、印刷種別ごとに算出した当月分の使用枚数から上記保守及び消耗品等料金を乗じて得た金額の合計額に、法令所定の消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。

提出書類記載例集

提出書類

●事前に提出する書類

提出期限(令和7年1月17日(金)午後5時)

- (1) 入札提案書(別紙様式第1号)→記載例(1)
- (2) 機能証明書(別紙様式第2号①及び②)→記載例(2)
- (3) カタログ等(製品仕様及び価格がわかるもの)
- (4) 認証書の写し
- (5) 誓約書・役員等名簿(別紙様式第3号)
- (6) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
(令和4・5・6年度分)
- (7) 電子入札案件の紙入札方式での参加について(別紙様式第4号)
→記載例(3)
(「電子調達システム」を利用する場合は不要)

●入札日までに提出する書類

提出期限(令和7年1月23日(木)午後5時)

- (1) 委任状(別紙様式第5号)→記載例(4)
(代表者が直接入札に参加する場合又は「電子調達システム」を利用する場合は不要)
- (2) 入札書(別紙様式第6号)→記載例(5)
※内訳書(別紙様式第7号)は落札者のみ後で提出→記載例(6)
(「電子調達システム」を利用する場合は不要。同システムの仕様に従うこと)

紙入札方式の場合、(2)の「入札書」は、封印の上

1月24日開札「フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約」
入札書在中・入札者氏名(法人等名称及び代表者の氏名又は代理人の氏名)

と朱書で記載すること(封筒記載例)

※第1回目の開札の結果、落札者がいない場合は再度の入札を行うことがあるので、入札書及び入札書厳封用の封筒を2通以上用意しておくこと(代理人の印鑑等も用意しておくこと)

その他注意事項

- (1) 記載例はわかりやすくするため青文字で記載しているが、提出書類は黒文字で記載すること
- (2) 「入札説明書」及び「仕様書」等は熟読し、不明な点がある場合は、高松高等検察庁会計課用度係(TEL087-825-2001[直通])まで照会すること

記載例(1)

別紙様式第1号

※令和7年1月17日(金)午後5時までに「機能証明書」と一緒に提出

入札提案書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

↑
提出日を記載

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長

殿

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇 〇 〇 〇 (印)

↑
代理人ではなく代表者名(会社印及び代表者印を押印)

「フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約」(令和6年12月17日付け入札公告)の入札については、支出負担行為担当官高松高等検察庁検事長が示す要求仕様を満たす別添の機能証明書等に基づき、入札します。

なお、入札説明書等に定めた競争参加資格を全て満たし、入札説明書をはじめとする関係書類に基づき確実に契約を履行すること、並びに下記1及び2の事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(注意事項)

入札説明書の記述「5 入札提案書等の必要書類の提出」に定める書類を添付すること。

※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者氏名

連絡先

※ 「入札提案書」に添付して指定期日までに提出
※ ①複合機A及び②複合機Bの2枚提出が必要

機能証明書

会社名 ○ ○ ○ ○ ○ (印)

↑
社名を記載し、社印を押印

↓
応札予定の機種種のメーカー名と型番を記載

提案機種製造社名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

提案機種名(型番等) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

↓
それぞれの項目につき「適応」か「不適応」か○をつける
(「不適応」の項目が1カ所でもある場合は入札に参加できません)

項目	要 求	仕 様	回 答
最大原稿サイズ	A3		適応 ・ 不適応
複写サイズ	A3～はがき		適応 ・ 不適応
解像度	読み取り	600dpi×600dpi以上	適応 ・ 不適応
	書き込み	600dpi×600dpi以上	適応 ・ 不適応
階調	256階調		適応 ・ 不適応
複写倍率	25～400%		適応 ・ 不適応
ファーストコピー (A4横)	フルカラー	6秒以下	適応 ・ 不適応
	モノクロ	6秒以下	適応 ・ 不適応
連続複写 (A4横)	フルカラー	55枚/分以上	適応 ・ 不適応
	モノクロ	55枚/分以上	適応 ・ 不適応
ウォームアップ時間	30秒以下		適応 ・ 不適応
スリープ復帰時間	16秒以下		適応 ・ 不適応
給紙トレイ	4トレイ方式(計2,000枚以上のコピー用紙を収納できること)		適応 ・ 不適応
	手差し	100枚以上のコピー用紙の連続給紙が可能であること	適応 ・ 不適応
自動両面原稿送り装置	原稿収容枚数100枚以上、ワンパス機能付き		適応 ・ 不適応
フィニッシャー	A4ソートを実行した際、1部ずつ排紙位置をずらして仕分けすること (インナーフィニッシャー、インナーシフトトレイ可)		適応 ・ 不適応
マルチアクセス	コピー中でもプリンタ出力が可能であること		適応 ・ 不適応
メモリ	機能を最大限に利用したとき、不足しないこと		適応 ・ 不適応
ネットワーク機能	プリンタ	出力解像度 600dpi×600dpi以上	適応 ・ 不適応
		プリンタスピードが複写速度と同じこと	適応 ・ 不適応
		対応プロトコル TCP/IP	適応 ・ 不適応
	スキャナー	インターフェース 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T USB2.0以上	適応 ・ 不適応
		スキャンしたデータをネットワーク上の共有フォルダにダイレクトに保存できること	適応 ・ 不適応
		原稿読み取り速度 (A4横)	フルカラー 100枚/分以上 モノクロ 100枚/分以上
対応OS	Windows10以降に対応	適応 ・ 不適応	
ファックス機能(複合機Aのみ)	G3対応FAX機能(1回線)を有していること		適応 ・ 不適応
必要な機能	カラー原稿及びモノクロ原稿の自動選別機能を有していること		適応 ・ 不適応
	自動両面コピー及びプリントが可能であること		適応 ・ 不適応
	トナー交換が容易であること		適応 ・ 不適応
	内蔵ハードディスクを分離可能であること		適応 ・ 不適応
	古紙配合率80%以上の再生紙に対応可能であること		適応 ・ 不適応
セキュリティ	本体HDD又はSSD内データの暗号化、上書き、一括消去が可能であること		適応 ・ 不適応
	USB、SDカード等の記憶媒体の差し込み口を有し、かつ、同媒体からデータを出力、又は、スキャナーで取り込んだデータを同媒体に直接保存できるものについては、物理的又はソフトウェア的に使用できなくすること		適応 ・ 不適応
電源	AC 100V 15A(50/60Hz共用)		適応 ・ 不適応
最大消費電力	2kw以下		適応 ・ 不適応
最大機械設置占有寸法	幅1, 200mm×奥行800mm以内(手差しトレイ使用時) ※手差し・排紙トレイは、延長トレイを最大限伸ばしていない状態でも可とする。		適応 ・ 不適応
環境対応	グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適合していること		適応 ・ 不適応
	エコマークの複写機基準に適合していること		適応 ・ 不適応
	国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること		適応 ・ 不適応
	標準消費電力量(TEC2018)1kWh未満であること		適応 ・ 不適応

(注意) 本証明書には当該応札機種種の仕様が判るカタログを添付すること。

※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者氏名

連絡先

記載例(3)

別紙様式第4号

令和〇〇年〇〇月〇〇日



提出日を記載

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇 〇 〇 〇 (印)

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

入札件名:フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約

※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者氏名

連絡先

記載例(4)

別紙様式第5号①(代理人)

委任状

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

下記の者を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約の入札に関する一切の件
- 1の事項にかかる復代理人を選任すること

令和〇〇年〇〇月〇〇日

本社の所在地を記載↓

(委任者) 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇 〇 〇 〇 (印)

「会社印」及び「代表者印」を押印↑

(受任者) 代理人氏名 〇 〇 〇 〇

(代理人使用印鑑)

委任者との関係 〇 〇 〇 〇

「支店長」「社員」等記載↑

代理人の連絡先

(注意事項)

- ※受任者である代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可
- ※なお、押印する場合は、代理人が入札書に使用するものと同じ印鑑を押印すること

記載例(4)

別紙様式第5号②(復代理人)

委 任 状

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

下記の者を復代理人と定め、下記権限を委任します。

記

フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約の入札に関する一切の件

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支店等の所在地を記載↓

(委任者) 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代理人氏名 〇 〇 〇 〇 (印)

代理人の押印↑

(受任者) 復代理人氏名 〇 〇 〇 〇

委任者との関係 〇 〇 〇 〇

「支店長」「社員」等記載↑

復代理人の連絡先

(復代理人使用印鑑)

(注意事項)

※受任者である復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可
※なお、押印する場合は、復代理人が入札書に使用するものと同じ印鑑を押印すること

記載例(5)

別紙様式第6号

※令和7年1月23日(木)午後5時まで

入札書

件名 フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び保守契約

	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
金	¥	1	2	3	4	5	6	0	円

(記載の金額はサンプルです)

税抜の金額を記載(「内訳書」記載の総合計額と一致すること)

上記金額で、入札説明書、契約条項、仕様書、その他関係事項等を承諾の上、入札します。

↓提出日を記載(委任状の日付と同じかもしくは後の日付)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

入札者

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

商号又は名称 〇 〇 〇 〇 〇 〇

代表者氏名 〇 〇 〇 〇 (印)

↑
代理人が入札する場合は押印不要

代理人氏名 〇 〇 〇 〇 (印)

↑
委任状に押印した印鑑を押印

電子くじ番号			
--------	--	--	--

(注意)

※入札金額は税抜きを記入

※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者氏名

連絡先

記載例(6)

別紙様式第7号

(記載の金額はサンプルです)

内 訳 書

※ 税抜の金額を記載

※ 下取り複合機の単価は1円以上を記載する

【計算式】

1 複合機本体 (交換差金)

(1) 購入複合機金額	複合機A	単価	600,000 円	+	複合機B	単価	500,000 円
	=	小計	1,100,000 円	…	Ⓐ		
(2) 下取り複合機	旧複合機A	単価	20,000 円	+	旧複合機B	単価	20,000 円
	=	小計	40,000 円	…	Ⓑ		
(3) 本体価格	(Ⓐ-Ⓑ) =		1,060,000 円	…	①		

2 保守料

(1) 複合機A

モノクロコピー	1枚当たり	0.4 円	×	3,948 枚	×	60か月
	=	小計	94,752 円	…	Ⓒ	
フルカラーコピー	1枚当たり	0.5 円	×	158 枚	×	60か月
	=	小計	4,740 円	…	Ⓓ	
フルカラープリント	1枚当たり	0.5 円	×	2,410 枚	×	60か月
	=	小計	72,300 円	…	Ⓔ	

(2) 複合機B

モノクロコピー	1枚当たり	0.4 円	×	1,745 枚	×	60か月
	=	小計	41,880 円	…	Ⓕ	
フルカラーコピー	1枚当たり	0.5 円	×	52 枚	×	60か月
	=	小計	1,560 円	…	Ⓖ	
フルカラープリント	1枚当たり	0.5 円	×	873 枚	×	60か月
	=	小計	26,190 円	…	Ⓖ	

(3) 保守料

$$\text{Ⓒ} + \text{Ⓓ} + \text{Ⓔ} + \text{Ⓕ} + \text{Ⓖ} + \text{Ⓖ} = 241,422 \text{ 円} \dots \text{②}$$

3 合計額

$$\text{①} + \text{②} = 1,301,422 \text{ 円} \leftarrow \text{入札書記載の金額と一致すること}$$

※ 落札後、速やかに提出すること

封筒記載例

(表)

1月24日開札

「フルカラーデジタル複合機2台購入(下取り交換)及び
保守契約」入札書在中

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

(又は)

代理人 〇〇〇〇

←入札参加者が会社の代表者の場合

←入札参加者が代理人の場合

(裏)

封印

封印

封印は、入札参加者が、会社の代表者の場合には、代表者印、代理人の場合には、委任状に押印した代理人印を押印すること。